

人権推進施策（人権推進課）

昭和62年に制定された「人権尊重都市宣言」、平成23年4月1日に施行した「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」、平成30年4月に第二次改訂を行った「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進している。

1. 市民への人権啓発

(1) 市民集会等の開催

鳥取市人権教育協議会と連携して、人権尊重社会を実現する鳥取市民集会のほか、さまざまな人権に関する研究集会や講演会を開催している。

（令和元年度人権尊重社会を実現する鳥取市民集会参加者 約1,000人）

(2) 人権教育推進員による啓発活動

人権教育推進員を13人配置し、職場、地域における人権啓発・人権教育の推進を図っている。

(3) 広報誌等による啓発

隔月1回、市報の「シリーズ@じんけん」の中で、さまざまな人権問題についての記事を掲載し、人権意識の啓発を行っている。

(4) 啓発冊子の発行

市民の人権尊重意識の啓発・高揚を図るため、啓発冊子を発行し、各地区人権教育推進協議会等や各家庭並びに公的機関、企業などに配布している。

(5) 人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成

人権とっとり講座を開講して、さまざまな人権について学ぶ機会を提供し、地域・職域で人権教育・啓発の取組を推進する人材の育成を図っている。

(6) （公益財団法人）鳥取市人権情報センターの活用

人権に関する専門機関として設立した人権情報センターでは、市からの人権とっとり講座の業務委託をはじめ、専門性を活かしたさまざまな人権に関する事業を市民参画型の手法を取り入れながら実施している。人権に関する活動を行う市民団体へ助成することにより、市民への人権尊重意識の普及・高揚を図っている。（令和元年度助成事業件数 3件）

2. 企業への人権啓発

(1) 企業訪問

市の職員などが市内の企業を訪問し、人権問題に関する推進計画や研修の実施について支援している。

（令和元年度訪問企業 17社）

(2) 研修会の開催

主に鳥取市人権教育協議会企業部会会員を対象とした企業人権問題研修会を開催している。

（令和元年度参加者 454人）

(3) 人権教育推進員による啓発活動

人権教育推進員が研修等の指導助言を行っている。

（令和元年度講師派遣件数 106件 研修参加者 4,537人）

3. 地域における人権教育の推進

(1) 鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の活動の充実

- ① 地域に根ざした人権教育を推進するため、住民と直結した推進体制の充実を図る。特に、市民の自主的活動を推進する目的で、鳥取市地区人権啓発推進協議会連合会の運営支援、各地区人権教育推進協議会等（52地区人推協等 令和元年5月現在）の連携や活動の強化充実を図っている。
- ② 地域住民を対象とした小地域懇談会（地区人推協等主催）、研修会等の効果的な開催を推進し、教育、啓発活動の充実を図っている。

(2) 指導者の養成

- ① 指導者・推進者養成の一環として、地区人権啓発推進員研修会・会長研修会等を開催し、各地区における人権教育の充実を図っている。
- ② 部落解放・人権西日本夏期講座をはじめとする主要な全国規模の大会・研究集会へ各地区人推協等から会長・推進員等を派遣する。また、市主催の「人権とっとり講座」を受講し、人材養成に努めている。
- ③ 指導者用の「鳥取市社会人権教育・啓発推進の手引き」の活用を図っている。

4. 人権啓発活動団体等への支援と連携

鳥取市人権教育協議会や鳥取市人権啓発企業連絡会への支援と連携を行うことにより、市民や企業における人権尊重意識の啓発・普及・高揚を図っている。

5. 人権相談の体制

法務局（人権擁護委員）や鳥取県などの関係機関と連携を取りながら、あらゆる人権相談に対応している。

6. 人権福祉センターにおける事業

(1) 相談事業

人権相談をはじめとした生活上の相談に応じている。また、関係機関等との連携をはかり、長期的・継続的な相談・支援活動を行い、相談事業の効果的な推進を図っている。

（令和元年度相談件数 2,622件）

(2) 啓発・広報活動事業

各センター広報紙を毎月発行し、広く人権に関する理解を深めるための啓発を行っている。

さらに、人権講演会・講座等を開催し、人権啓発の推進を図っている。

（人権文化祭、人権と福祉のまちづくり講演会など）

(3) 地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決をはかるため、地域の実情に応じて各種事業を行っている。

（地域福祉デイサービス、介護職員初任者研修／修了者累計286人）

(4) 地域交流事業

各種講座等の開催により、地域住民相互の交流・促進を図っている。

（人権と福祉のまちづくり講座、地域交流促進講座など）

(5) 周辺地域巡回事業

人権福祉センターの利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談や、人権啓発講演会等を実施している。（巡回相談会、人権啓発出前講座など）

(6) 広域隣保活動事業

人権福祉センターが設置されていない地域において、既存の各種公共施設等を活用して地域住民に対する隣保事業を行っている。

(7) 地域食堂（こども食堂）の推進

地域食堂（こども食堂）を運営する民間団体等の立上げや運営の支援を行っている。また、地域のボランティア団体・NPO・企業等で構成された地域食堂の支援団体「地域食堂ネットワーク」への支援を行っている。

（令和元年度こども食堂 17か所、地域食堂ネットワーク加盟数 26団体）

(8) 生活困窮者自立支援事業

中央人権福祉センター内に「パーソナルサポートセンター」を設置し、生活保護に至る前の段階の自立強化を図るため、生活困窮者（就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者）に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、家計改善支援事業、就労準備支援事業、学習支援事業を行っている。

（令和元年度 新規相談件数 277件）

7. 人権交流プラザ

人権交流プラザは、人権啓発を推進するとともに市民の交流を促進することにより、人権が尊重される社会の実現に資することを目的として設置されており、人権にかかわる市民団体・サークルをはじめ、広く市民の利用を図っている。

（令和元年度利用団体数 633団体、利用人数 19,507人）

人権福祉センター一覧

名 称	設立年度	所 在 地	備 考
中央人権福祉センター	S 52	幸町	
高草人権福祉センター	S 47	古海	平成12年改築移転
江山人権福祉センター	S 48	下味野	平成13年改築移転
南人権福祉センター	S 49	八坂	
西人権福祉センター	S 54	西品冶	
国府人権福祉センター	S 55	国府町麻生	
河原人権福祉センター	S 52	河原町曳田	
用瀬人権文化センター	H 10	用瀬町別府	用瀬町民会館内に設置
佐治人権福祉センター	S 52	佐治町古市	
気高町人権福祉センター	S 62	気高町下光元	

男女共同参画施策（男女共同参画課）

1. 男女共同参画施策の推進

(1) 鳥取市男女共同参画かがやきプラン施策の推進

「第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（計画期間：平成28年度から令和2年度）の実施施策を市行政各分野で総合的・体系的に推進している。

(2) 鳥取市男女共同参画週間

ひとひと女と男とのハーモニーフェスタの開催、男女共同参画表現コンテストの実施、啓発事業などを全市的にやっている。

(3) 男女共同参画登録団体育成事業

登録団体が行う男女共同参画に関する研修や普及啓発等に関する事業費の補助を行っている。10万円を限度に、事業費の3/4の補助金を交付。登録団体数18、会員数約1,900人（令和2年5月1日現在）。登録団体連絡会を結成し、団体相互の円滑な連携を図るとともに市民に対し男女共同参画の普及啓発を行っている。研修会への派遣等。

(4) 鳥取市男女共同参画かがやき企業認定事業

企業における男女共同参画及び女性の活躍推進、労働者の福祉の増進を推進するため、積極的に男女ともに働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる企業を認定し、広く紹介する等行っている。

2. 鳥取市男女共同参画センター“輝（き）なんせ鳥取”

男女共同参画社会の実現をめざしたあらゆる活動の拠点施設として平成14年10月6日開設。「きなんせ」とは、鳥取地方の方言で「来てください」という意味で、だれでも気軽に集い、学び、女性も男性も共に自分らしく、いきいきと輝ける社会（男女共同参画社会）の実現を願って名づけられた。

各種講座や研修会などの開催、職場や地域・学校を対象とした出前講座による男女共同参画の推進、男女共同参画に関する図書・情報の収集と提供、ワークルーム提供による男女共同参画登録団体の活動支援、センター利用者を対象とした託児、機関誌の発行（年2回）などの事業を行っている。

(1) 所在地 鳥取市今町二丁目151番地（鳥取大丸5階）

(2) 施設概要

部 屋	定 員	備 考
研修室 1	30名	研修会、会議、グループ活動など多目的に利用
研修室 2	20名	
和室	20名	
託児室	－	センター利用者は、小学校就学前までの幼児を託児
ミーティングルーム	10名	少人数でのミーティングや会議ができる
男女共同参画登録団体ワークルーム	－	
図書・情報コーナー	－	男女共同参画に関する図書の貸出し・閲覧ができる

(3) 開 館 時 間 月曜日から土曜日 午前9時～午後9時
(ただし、午後5時から午後9時までは、部屋使用の申し込みがある場合のみ)
日曜日及び祝祭日 午前9時～午後5時

(4) 休 館 日 年末年始（12月29日～1月3日）
イベント開催時など、臨時休館の場合あり。